

2017年度博士後期課程研究指導担当教員からのメッセージ

【民事法学専攻】

民法研究指導

教授 近 江 幸 治

法学研究科は、2004年度から、法務研究科が設立されたことにより、基本的に「研究」に特化する研究コースとして新たな出発をした。「博士課程」は、その研究の最終プロセスである。

いうまでもなく、大学院博士課程の目的は、「博士」学位を取得することである。したがって、それまで修士課程またはそれと同等の研究コースにおいて培ってきた知識と学力とを、総結集して博士論文を完成させなければならない。「博士課程」に入学しようとする学生は、ここが最高学府の頂点に位置する研究機関であることを意識し、自信を持って大いに研鑽してほしい。

なお、入学希望者は、研究目的、研究領域などのこともあり、あらかじめ相談に来てほしい。

民法研究指導

教授 棚 村 政 行

私の研究室では、主として、家族法の問題を取り上げて研究しています。事実婚、同性婚、児童虐待、DV、生殖補助医療など最先端の新しい問題についても、日本だけでなく、アジア、ヨーロッパ、アメリカなど諸外国での法制の展開状況などを参考にして検討をしています。また、親族・相続をめぐる最新の裁判例の分析と研究も行っており、解釈論、制度論、立法論にも及びます。とくに、最近は、「子どもの人権と法」をテーマにして、大人をモデルとして作られている法制度のなかで子どもがどのように扱われ配慮されているのか、子の地位や子どもの権利を軸に研究を進めています。是非、参加してみませんか。

民法研究指導

教授 岩 志 和 一 郎

主たる研究領域は、民法の家族法、医事法です。真摯な研究に取り組む意欲のある方であれば、歓迎します。

民法研究指導

教授 山 野 目 章 夫

研究者としての高い志を抱く方を期待する。研究課題を選ぶ領域は、とくに限定しない。比較法の研究指導は、フランス法を中心とする。希望者は、可能である限り、事前に相談することを望む。

民法研究指導

教授 大 塚 直

不法行為法の分野を中心に指導をします。最新の議論をフォローするとともに、理論的な問題、学説の対立の背景にある価値について全員で議論します。新しい法的問題にも関心をもち、頭が柔らかく議論の強い人、理論的思考にも興味のある人の応募をお願いします。

民法研究指導

教授 後 藤 巻 則

研究指導で扱う対象は、民法財産法全般であるが、法律行為、契約に関心がある人に適している。また、消費者法に関心がある人も歓迎する。比較法の素材としては、主としてフランス法を扱う。真摯に学問に取り組む姿勢をもった人を望む。

民法研究指導

教授 山 口 齊 昭

私自身の主たる研究領域は、損害賠償法、および、医療事故・医療安全を中心とする医事法であるが、真摯に研究を行い、それを積極的に発信していく意欲のある者であれば、既にどのような分野のテーマを持っている者であっても歓迎する。入学希望者には、事前の相談に応じるため、問い合わせられたい。

民法研究指導

教授 三 枝 健 治

研究に対する熱意に加え、一定の語学力と論理的思考力を持っている者であれば、研究テーマや比較法の対象を問わず受け入れる。私自身はアメリカ法を比較法の中心的な素材としている。希望者は事務所を通じて事前に相談されたい。なお、法曹資格者は特に歓迎する。

民法研究指導

教授 磯 村 保

次世代の研究者を養成することに強い関心を持っています。私の研究の中心分野は法律行為、売買、不当利得等であり、また、外国法との比較研究は主としてドイツ法を対象としています。これらに関わるテーマに限らず、民法研究者となる意欲に溢れた方々であれば、どなたでも歓迎いたします。

民法研究指導

教授 青 木 則 幸

民法財産法およびより広義の金融取引法に関するいずれかの課題について関心をもつ大学院生を対象に、研究指導を行う。比較法による研究の指導については、アメリカ法を対象とする。研究には、先人によって蓄積された叢智の承継の側面があると同時に新たな知識を創造する創作活動としての側面がある。知的刺激を得る機会を逃さず、未踏の知的領域に自らのアイデアをもって果敢に踏み出すフロンティア精神をもった大学院生を歓迎する。

民法研究指導

教授 大 場 浩 之

私自身の主たる研究テーマは、ドイツ法を比較対象とした上での、不動産公示制度論・物権変動の法的構造・物権債権峻別論批判などであり、とりわけ民法の体系論にも強い関心をもっています。しかしながら、それ以外の研究テーマに関心のある方であっても、学問および研究活動に対して真摯な態度で熱心に取り組む覚悟があるのであれば、喜んで歓迎します。なお、様々な点で相談に応じたいと思いますので、できる限り、応募される前にお問い合わせ頂ければ幸いです。

商法研究指導

教授 尾 崎 安 央

博士後期課程進学者は将来の研究者を志す学生であるとの理解に立ち、博士後期課程の目的に鑑みて、博士学位を取得するための論文指導をしたいと思います。各自、学位取得にふさわしいテーマ、そして将来の研究者たるにふさわしいテーマをもって進学することが望まれます。なお、外国人留学生で博士後期課程に進学を希望する者については、指導の関係から、十分な日本語能力と日本法・自国法の知識を具えていることを要求します。

商法研究指導

教授 鳥 山 恭 一

研究職を志望する者を対象にし、会社法、有価証券法などを中心とした企業法制についての研究指導を行なう。日本の企業法制だけではなく、諸外国の法制度にも関心をもってもらいたい。私自身は、日本、フランス、EUの企業法制を研究対象にしているが、受講生に私の研究対象を強制するつもりはない。

商法研究指導

教授 上 村 達 男

金融商品取引法・銀行法を含む資本市場法制全般と、証券市場を有する公開株式会社法制全般を研究対象としている。会社法改正の立法動向と「要綱」の内容にも注目していく。入学希望者は、現在の日本の企業法制について、明快な問題意識を持っていることが望ましい。後期課程入学者は原則として研究者志望者であると考えているが、各人の事情によって対応する。

商法研究指導

教授 箱 井 崇 史

私の現在の研究テーマは、運送契約法を中心とする商取引法・国際商取引法です。また、商法の総論にも関心をもっています。もっとも、応募者の具体的な研究領域は問いませんし、個別に相談に応じます。研究者になろうという覚悟と十分な研究意欲をもった方に来ていただきたいと思います。私の研究指導を希望する方は、あらかじめ電子メールで連絡を取ってください（htaka@waseda.jp）。

商法研究指導

教授 黒 沼 悦 郎

研究職を志望する者、および博士学位の取得を希望する者を対象とし、会社法、資本市場法を中心とした企業法制についての研究指導を行う。私自身は、比較法の素材として主としてアメリカ法を扱っている。

商法研究指導

教授 福 島 洋 尚

研究職を志望する者、博士の学位の取得を希望する者を対象として、会社法を中心とする企業法制について研究指導、論文指導をしたいと思います。私自身は日本、ドイツ、EUの企業法制を研究対象としていますが、これらの研究対象を受講生に強制することはありません。各自、主体的に研究テーマを発掘してほしいと考えています。

商法研究指導

教授 岩 原 紳 作

商法の中でも自分が主に研究対象としてきた会社法、金融法、金融商品取引法、保険監督法等を中心に研究指導を行いたいと思います。博士後期課程においては、前期課程において研究者としての基礎的なトレーニングを受けたことを前提に、研究対象の領域における最もレベルの高い研究を、オリジナリティをもって完成させ、博士論文とすることを目指します。指導担当教員としては、そのような後期課程学生の自助努力を最大限発揮できるようにサポートしたいと願っています。

商法研究指導

教授 若 林 泰 伸

金融商品取引法をはじめとする資本市場法と会社法の分野を中心に研究指導および論文指導を行います。私の比較法研究の対象は、アメリカ法です。真摯に研究に取り組む姿勢を持った方を歓迎します。志望者は、事務所を通して事前にご連絡下さい。

商法研究指導

教授 大 塚 英 明

商法のうち、会社法、手形小切手法、および保険法のいずれかを深く研究したい方を歓迎します。入学資格さえあれば、国籍や立場等は問いません。現在、私の博士後期課程には留学生や社会人学生も在学しています。博士後期はじっくり目標を定めて重厚な研究を基礎づける期間ですから、慎重な「研究」を行う覚悟さえあれば、結構です。もっともその反面、「学生気分」を味わいたいだけの方や、論文を完成させていくだけの気力のない方に場を提供するつもりはありません。しっかりと自分の研究方針を見定めてから受験してください。

民事訴訟法研究指導

教授 勅使川原 和彦

研究対象は、大きく二種類、我が国民事訴訟法の判決手続、または、国際民事訴訟法（主として財産法に関する事件）を中心とします。

比較研究対象は、ドイツの民事手続法およびEUの民事手続法です。

基礎理論を丁寧に探求し、実務にも目配りしながら、独創性あふれる研究者を志す学生を望みます。

民事訴訟法研究指導

教授 松 村 和 徳

研究対象は、民事訴訟法及び民事執行・保全法の領域を中心とします。私自身は倒産法、非訟事件手続法にも関心がありますので、研究領域をこれらの分野に広げることも可能です。比較研究対象は、ドイツ及びオーストリアの民事手続法です。現在的問題の研究も重視しますが、基礎理論の研究を原則としていきます。院生には、歴史的考察を踏まえた基礎理論の探求と実務をも見据えた実践的考察を重視する研究を希望します。

民事訴訟法研究指導

教授 菅 原 郁 夫

研究領域は判決手続ですが、解釈論というよりは立法論、政策論を中心に研究してきました。これまで、平成8年民事訴訟法改正前後の記録調査や、民事訴訟利用者調査を2000年、2006年、2011年の3回にわたり実施しています。そのような実証的なデータをもとに、実践的な視点から民事訴訟理論や民事訴訟政策がどのようにあるべきかを研究しています。また、比較法研究は英米の制度論を中心に行っています。解釈論とは少し違う角度からの研究に興味のある方は一緒に研究をしましょう。

民事訴訟法研究指導

教授 本 間 靖 規

民事手続法のうち判決手続、人事訴訟、会社訴訟などのテーマについて指導可能である。比較法的にはドイツ、オーストリア法が中心であるが、他の国法も対応は可能である。近時は中国民事訴訟法にも興味を持っている。

倒産処理法研究指導

教授 加 藤 哲 夫

博士研究指導では、倒産法の改正論議をふまえて、現行破産法をはじめとして、どのような立法の変遷がなされてきたかをフォローすることを目的としています。特に、アメリカ倒産法の移入が目立つ昨今ですが、わが国における新たな問題に連動して、旧法からの変遷過程において新たな問題関心に対する立法の対応と今後における解釈論や立法論などを検討しています。

この課程では博士論文を目指し、修士課程において獲得した基本的な学識、問題意識をふまえて、論文指導を行います。この分野は、わが国では民事手続法（民事訴訟法、民事執行法・民事保全法、倒産法）の一環として理解されます。それとともに、金融論、産業構造論、経済政策、労働政策、社会政策といった幅広い分野の学識の醸成に努めてほしいと考えています。

倒産処理法研究指導

教授 山 本 研

倒産は現代社会において不可避の現象ですが、それに伴い法的にも様々な問題が生ずることから、倒産処理法の分野はしばしば『法律問題のるつぽ』とも称されています。博士研究指導においては、このような倒産処理の過程で生ずる様々な（そして新たな）問題に対応できる解釈論的・立法論的能力を涵養すべく、比較法的検討をふまえて、手続法的観点と平時実体法の変容を伴う倒産実体法的観点の両面から掘り下げた研究を行い、それと連動して研究成果を博士論文に結実させることを目指した指導を行います。

労働法研究指導

教授 島 田 陽 一

労働法研究指導では、竹内寿教授ならびに法務研究科のスタッフである浅倉むつ子教授と私の三人での事実上集団指導を行っている。特定の指導教授との師弟関係という閉鎖的な指導体制を排し、研究者を目指す院生が多角的な視野から博士論文を執筆できる環境を用意している。なお、博士論文執筆だけではなく、労働法全般に関する研究能力を形成してもらうために、一定の講義科目への出席を義務づけている。

労働法研究指導

教授 竹 内 寿

私が師として認識する方の一人がかつて、論文を書くには、3つのことのうち少なくとも2つが必要であると語ってくださいました。1つは、問題発見能力です。もう1つは（よく覚えていませんが）答えが見える「頭の良さ」だったと思います。最後の1つは、個人的には不可欠と思うのですが、「座力」、じっと座り続けて勉強し、論文を執筆する体力ないしは忍耐力です。研究、論文執筆の過程は暗い森の中をさまよう感がありますが、それが形となった瞬間に垣間見える、何よりも明るい、開けた光景は、格別のものです。労働法の研究を志し、そしてこれら3つのうち2つ以上を備えていると信じる方が、こうした光景を見たいと願い、挑戦されることを期待します。

社会保障法研究指導

教授 菊 池 馨 実

少子高齢化が進むわが国にあって、社会保障は国家の将来を左右するほどの大きな政策課題でありながら、これに対する法律学からのアプローチは、必ずしも十分に深められてきたとはいえないし、研究者の層もまだ厚いとはいえない。早稲田大学から社会保障法プロパーの優秀な研究者を輩出することが、いま学界はじめ各方面から求められている。未踏の地を切り拓く気概をもった院生の参加を期待しています。

知的財産権法研究指導

教授 高 林 龍

早稲田大学大学院法学研究科では10年間にわたり21世紀COEプログラムとグローバルCOEプログラムで進めるプロジェクトの一環として知的財産権法の研究活動を活発に展開してきたが、その成果もあって、ここ数年間、毎年、知的財産権法分野の課程による法学博士を輩出している。修士課程での研究及び修士論文作成の過程で蓄積された成果をさらに発展させ、他の法律分野に比してまだまだ基盤が脆弱な知的財産権法の研究分野に一石を投じられるような研究を意欲的に行う内外の者を、広く歓迎する。

知的財産権法研究指導

教授 上 野 達 弘

私自身は、著作権法を中心とする知的財産法の理論的課題について、ドイツなどヨーロッパとの比較法に基づき検討するとともに、インターネットやエンターテインメント・ビジネスに関わる実務的課題についても研究しています。

研究指導においては、知的財産法全体（著作権法、特許法、商標法等）およびその周辺領域に属するテーマを対象とし、多様なバックグラウンドを持った方が研究を深めようとするニーズに応えられるようにしたいと思っています。

環境法研究指導

教授 大 塚 直

環境法の分野での最新の議論をフォローするとともに全員で議論します。日米欧の環境法比較を行うほか、適宜最新の題材を提供し、環境法の最先端の部分を扱います。新しい法的問題にも関心をもち、環境改善に対する熱意があることを前提として、頭が柔らかく議論の強い人、理論的思考にも興味のある人、環境関連の制度設計・政策形成や市民とのリスクコミュニケーション等にも関心をもつ人の応募をお願いします。

経済法研究指導

教授 土 田 和 博

法科大学院が開設された後も、法学研究科博士後期課程の主たる役割が研究者の養成にあるということは変わらない。

私自身は独占禁止法の域外適用、政府規制分野の経済法的研究、経済法の基礎理論的研究を研究テーマとしてきた。比較の対象は主としてアメリカ反トラスト法とEU競争法である。どのようなテーマを研究するにせよ、大学院ともなれば、教員から一方的に教わるというのではなく、自分も学問の発展に微力ながらも貢献するという姿勢が必要であると思われる。受験希望者は、事前に土田まで連絡して下さい。

国際私法研究指導

教授 江 泉 芳 信

国際私法は、国境を越えて行われる私人の活動を規律する法を決定し、それを準拠法として適用して紛争の解決にあたることを任務とする。近年は、交通・通信手段の飛躍的な発展により国境を越えた私人の活動は拡大する一方であり、国際私法の問題も、これに伴って複雑化している。

特に、インターネットという新しい通信手段は新しい問題を提起している。サイバースペースで生ずる問題を、国際私法という道具を使っていかに解決するかというテーマで研究を進めており、意欲的に取り組む熱意をもった院生との出会いを期待している。

国際取引法研究指導

教授 須 網 隆 夫

私の専門は、欧州連合の法制であるEU/EC法であり、主として同法の基礎理論・競争法・通商法・環境法を研究している。加えて、EUの観点から、WTO・自由貿易協定にも関心を持ち、最近では地域経済統合一般についての研究も進めている。また、国内については、司法制度改革をめぐる諸課題についても指導可能であろう。いずれにせよ受験希望者は事前に連絡をとりたい。

法社会学研究指導

教授 棚 澤 能 生

当研究指導では、日本およびドイツにおける法社会学理論の研究、農地法制、環境（特に自然保護）法制の分野、「持続可能社会と法」の研究などを行っています。受験希望の方は、研究内容の詳細をご紹介しますので、ご連絡ください。

ローマ法研究指導

教授 原 田 俊 彦

私は、これまで、ローマ共和政期を素材として、その時期における国家制度と法の歴史的展開を研究してきました。それは、特殊歴史社会における法現象の実態把握を通じて当該歴史社会を解明しようとする試みであり、さらには、法と社会の多様性を認識するための途であると考えています。このように、私の基本的発想は歴史学的思考を基礎としていますから、ローマ史学についての知識および現在の歴史学的認識への理解が、私の研究指導の前提となります。

ただし、私の研究フィールドが共和政であるからといって、帝政期以降を研究対象としたい諸君が排除されるわけでは決してありません。受験を希望する諸君は、是非一度、私にご連絡下さい。

【公法学専攻】

憲法研究指導

教授 今 関 源 成

フランス憲法の研究を行っています。現在主たる研究テーマとしているのは、憲法院の政治制度内での位置づけや、フランスにおける民主主義のあり方です。アメリカの多元主義的な考え方とは異なるフランスの共和主義的思考に基づく憲法学からも学ぶべき事柄は多いのではないかと考えています。

2015年にはシャリル・エブド事件、パリ襲撃事件などフランス社会を揺るがす事件が起きた。極右勢力の台頭も著しい。人権宣言の母国フランスが共和主義理念と多文化的現実の深刻な相剋を前にどのような方向を目指すのか、憲法学の観点からも考えてみなければならない。

憲法研究指導

教授 水 島 朝 穂

博士課程の院生とは共同研究者としてつきあいたいと思っています。各自の研究テーマを自由に追究することはもちろんですが、比較法の文献と一緒に検討したり、日本の憲法問題や判例について共同で取り組みます。博士課程に入学したらすぐに学会に入り、全国の研究者と交流することをすすめます。就職先を見つけるのは大変な困難を伴いますが、研究者をめざした原点を胸に刻み、希望を失わずにがんばってください。

憲法研究指導

教授 中 島 徹

研究者になるという決断は、その後の研究活動を象徴するかのような孤独な決断であったと思います。しかし、いったんそのような決断を下した以上、その孤独に耐えていかなければなりません。後期課程ともなれば、各自の研究テーマを追求することに忙しいでしょうから、介入的な指導は可能な限り控えたいと思います。むしろ、よき研究仲間として、ともに研究ができれば幸いです。

憲法研究指導

准教授 金 澤 孝

近代憲法には普遍性と特殊性の両面がある。日本国憲法の場合、特殊性を強調しながら一部の特殊な条項を否定する政治勢力が、普遍性をも同時に否定し、特殊日本的な「憲法」へと改変を目論んできた。この動きは加速している。私自身は合衆国憲法を参照しつつ、憲法解釈理論、民主制論などの基礎理論を中心に研究してきた。外国憲法は、視座の相対化と普遍・特殊の緊張関係を認識するに資すると考えている。今後の憲法研究者はおそらく困難な道を歩むことになる。にもかかわらず敢えてこの道だと決断されるのなら、準拠国は問わない、ともに「日本国」憲法を研究してみたい。

憲法研究指導

教授 長 谷 部 恭 男

私の主たる研究テーマは、政治思想史や法哲学等と交錯する憲法の基礎理論と、放送・通信分野の技術的な問題を扱う情報法です。外国法では、イギリス、アメリカ、フランスを主に扱っています。

行政法研究指導

教授 首 藤 重 幸

私は行政法と租税法を研究テーマとしています。行政法や租税法の研究の面白さは様々ありますが、その法領域で発生する問題解決のためには大量の法令や通達が複雑に入り組んだジャングルをかき分けて進む作業に加えて、多様な隣接法領域の情報が必要という点ではないでしょうか。図書館に設置された百巻前後の法令全書は、まさしく行政法学・租税法を学ぶためにあるようなものでしょう。換言すれば、性質の異なる物をリュックに大量に詰め込み、学問という山を登る。この苦しさは、やがて面白さや喜びにかわる（はずです）。

個人的な研究テーマは、原子力を中心としたエネルギー法、資産税や税務行政という領域です。この領域では、かなり微細な点までの検討に付き合えると思います。

近時、教養に関する本がたくさん出版されているようです。なかには、教養の没落に関する本まであるとのこと。少し老いてきたのか、教養とは何ぞや、さらには法律学における教養とは何か、こんな話もしてみたい気分になっております。ロースクールが発足して以来、従来以上に法律学が実定法研究に傾斜してきている気がします。実務とのリンクという新たな観点から傾斜であり、これ自体は発展だと考えますが、実定法を離れて、歴史、哲学、政治、経済の混合物のなかにある法律学も眺めてみる必要もありそうです。

なお、行政法学の研究指導は、行政法学を担当する教員の集団的指導で行われるので、行政法の研究指導を受ける学生は、各教員の視点の差違を楽しむことができると思います。

行政法研究指導

教授 岡 田 正 則

行政法を研究するためには、広範囲にわたる実定法（とくに、憲法、民法、民事訴訟法、そして個別領域の行政法令）を周知のものとしながら、行政内部のルールや実務的慣行、非整合的な判例理論にもつきあうことが必要です。しかしこれらに振り回されていると、研究者にとってもっとも重要な基礎的理論研究を見失ってしまうことにもなりかねません。各自の研究テーマを追究するために必要となる理論枠組みの基礎を確かめながら、論文作成の援助をしたいと考えています。

なお、私の研究テーマは、行政争訟の面から現代国家における権利や権力の問題を解明することにありますが、現在のところ、歴史研究に力を注いでいます。基礎的理論研究を重視される方を歓迎いたします。

行政法研究指導

教授 田 村 達 久

私のこれまでの研究テーマとの関係でいえば、行政法（行政法総論・行政救済法）を基本として、個別行政領域的には、広い意味での地方自治法、公務員法に及ぶものを中心とした研究指導が行われることになりましょう。比較法研究（私の場合は、主にドイツ行政法との比較研究を行ってきました。もちろん、具体的研究テーマによって対象とする外国法は変わります。）は必須です。

私の研究関心は、「行政学」もまたその主要な研究対象としてきたテーマ・分野にあり、このことは、最近では、地方分権改革、公務員制度改革など広く行政改革にかかわる行政法学的研究を進めてきたことにあらわれているといえるでしょう。いましばらく、この方面での研究の深化を図りたいと考えております。

行政法研究指導

教授 渡 辺 徹 也

租税法の研究者養成を主たる目的として指導を行います。具体的には所得税、法人税、資産税、国際課税等を中心に取り上げることを予定していますが、これらに限定しているわけではありません。私自身は、主としてアメリカ、イギリスの租税法（特に法人税）を比較対象として研究してきました。

行政法研究指導

教授 人 見 剛

私の研究分野は、行政法作用法総論及び行政救済法全般です。その中でも主たる研究テーマは行政行為論ですが、この他に日本とドイツの行政法学史に強い関心があります。また、地方自治法も主専門に近い専門的な研究分野となっています。行政行為論と地方自治法の研究においても、やはりドイツ法との比較研究からいろいろな着想を得て来ています。

ただ、最近は、自分の発想が固定化して来ているという自覚がありますので、若手研究者と共に研究を進める中で今一度フレッシュな刺激を受けることができれば幸いだなと考えている今日この頃です。

刑法研究指導

教授 高 橋 則 夫

犯罪論の基礎理論、とりわけ規範論や法益論などが中心的な指導内容となります。さらに、刑法各論の重要問題も研究対象とします。

私の指導を希望する者は、拙著『刑法総論』および『刑法各論』を熟読しておくことが望ましいでしょう。

刑法研究指導

教授 松 原 芳 博

犯罪論を中心とした刑法解釈学について研究指導を行います。「演習」で各自の研究発表ならびに学術論文・判例の検討を行うと共に、博士論文執筆のための研究指導を必要に応じて行います。入学後、早い段階で博士論文のテーマと全体構想を決めて、その一部を「法研論集」「法学会誌」等の雑誌に少しずつ発表していくことになります。論文執筆に当たっては、通説や定評のあるとされる学者の権威から自由であると共に、自分の功名心や自己顕示欲からも自由であることが大事です。自由で素直な精神をもった学生を期待します。なお、本研究指導を志望する者は、法学研究科の事務所を通じて事前に担当教員に連絡すること。

刑法研究指導

教授 甲 斐 克 則

- (1) 春学期は国内外の医事刑法の重要問題を取り上げて研究を行う。
- (2) 秋学期は最近3年間の刑法重要判例を分析・検討する

刑法研究指導

教授 松 澤 伸

博士後期課程では、博士論文執筆のための研究指導を行います。博士課程の研究指導は、徒弟制度に近いところがあります。そこで、個々人のニーズに応じた綿密な指導を行うことにはなりますが、そのスタイルは、あくまで合理的なものとしします。研究テーマは、刑法学の範囲に含まれるものであればどのようなものでも結構ですが、最終的には、有益な成果が見込まれるかどうか相談の上、決定したいと思います。研究にあたっては、研究の基礎となる方法論について、真剣に悩み、考え抜く必要があります。単に従来の研究の延長線上にあるものを順々にこなしていくのではなく、新たな地平を切り開く覚悟と熱意がなければ、真に新しいものを創り出すことは出来ません。私自身は、機能主義に基づく刑法の考察に関心を持っており、そのような観点からの方法論の検討に関心を持つ諸君の参加を期待しています。外国法は、どのようなものを研究しても結構ですが、私自身の研究対象となり得るのは、ドイツ法、英米法、北欧法であり、このうち、最も関心を持っているのは、北欧法です。

刑法研究指導

教授 杉 本 一 敏

研究職志望者を対象に、刑法分野に関して研究指導および論文指導を行います。入学希望者は、事務所を通して、必ず事前にご連絡、ご相談下さい。

刑法研究指導

教授 北川 佳世子

研究指導で扱う対象は、刑法一般であるが、私自身の主たる研究テーマは、過失犯、海上犯罪の領域です。覚悟をもって研究職を目指す方、また理論と実務の架橋者たらしめる法曹資格を有する方はとくに歓迎します。外国人留学生は、学位の取得のために十分な日本語能力と日本語・本国語双方の刑法知識があることが条件です。希望者は、事務所を通じて事前にご相談ください。

刑法研究指導

教授 田 山 聡 美

私自身は、刑法の中でも主として財産犯の領域を研究しており、民事法・経済法との接点に位置する問題につき興味を持っていますが、指導については特にこれらに限定するものではありません。いかに集中した領域の研究を行う場合であっても、可能な限り視野を広く保つこと、様々な面でのバランス感覚を研ぎ澄ましておくことが大事であると思っています。指導を希望する方は事前に連絡を取るようして下さい。

刑事訴訟法研究指導

教授 寺 崎 嘉 博

刑事訴訟法に限らないが、手続法は、政策的な側面と理論的な側面とを合わせ持っている。刑事訴訟法を研究するにあたっては、政策的な側面だけからアプローチするのではなく、基礎的あるいは理論的な側面も考究してほしい。さらに、現行の刑事訴訟法を勉強するには、明治刑訴法や大正刑訴法などに対する理解も欠かせない。あせらず、骨惜しみせず、腰を落ち着けて、じっくりと本格的な研究に取り組んでほしいと思う。

刑事訴訟法研究指導

教授 小 川 佳 樹

研究職を志望する者を対象に、刑事訴訟法全般について研究指導を行います。私自身は、現在は、とくに、供述証拠の収集・使用に関する研究を行っています。比較法研究の対象は、主にアメリカ法です。入学希望者は、事務所を通して、事前に連絡してください。

刑事訴訟法研究指導

教授 井 上 正 仁

裁判員制度の導入や刑事司法制度の改革を受けて、刑事訴訟法の分野は、いま大きな変革期にあります。そのような刑事訴訟法の分野全般（中でも、捜査法および証拠法）につき、研究者となることを志望する学生を対象に、比較法的、理論的なアプローチに重点を置いて研究指導を行います。

犯罪者処遇法研究指導

教授 小 西 暁 和

本研究指導では、矯正や更生保護等に関わる犯罪者処遇法学、および少年法学についての理論構築を目指します。そのため、実務の動向も学びながら、国内外の様々な文献を検討することになります。当然、語学力も必要となるでしょう。また、犯罪・非行や刑罰の根底に在るものとは何かについて学問的関心のある人を歓迎します。指導を希望される方は、受験前に連絡を取り、あらかじめ相談をしてもらえればと思います。

刑事政策研究指導

教授 石 川 正 興

犯罪は、ある行為に対して下される社会的な否定的評価の一種です。したがって、犯罪研究には、犯罪評価の対象となる行為に関する研究のみならず、犯罪という評価活動自体の研究も必要となります。刑事政策は、この犯罪評価活動のあり方をめぐる政策活動ですから、この点を明確に認識しておかねばなりません。

「刑事政策研究指導」では、上記の点を理解してもらうとともに、皆さんが博士論文の作成を積極的に進めるよう指導していくつもりです。

なお、私の最近の研究活動については、以下のURLをクリックしてください。

<http://www.waseda.jp/prj-wipss/index.html>

国際法研究指導

教授 古 谷 修 一

私の現在の研究対象は、国際刑事裁判を中心とした国際刑事法です。国際法上の個人責任、国際裁判所と国内裁判所の管轄権配分などを通して、国際法の法実現プロセスというテーマに取り組んでいます。

博士課程の学生には、どのようなテーマを選択するにしても、国際社会の時々刻々の動きに関心をはらう感性と、そうした動きを法的に統御する国際法の本質を見極める分析力をもって、論文執筆に挑戦してもらいたいと思います。私自身も一人の国際法研究者として、学生諸君と活発な議論ができることを期待しています。

国際法研究指導

教授 萬 歳 寛 之

本研究指導は、国際法全般を対象とします。博士後期課程の学生は、研究の成果を博士論文というかたちで結実させることが目標になります。国際法の場合、一定の語学力（文献講読力）が前提条件になりますので、博士後期課程では第二外国語はもちろん、第三外国語の習得にも努力してほしい（外国人留学生の場合は条件が異なる）。入学を希望する学生は事前に御相談ください。

国際関係論研究指導

教授 河 野 真理子

博士課程進学者には、国際法が常に国内的な側面を持ちつつ機能していることを常に留意してほしいと思います。確かに国際法は主として国家間関係を規律する法ですが、各国の国内法の法思想や制度がその基盤となっています。また、特に条約が国家の義務を詳細に規定するようになった今日では、その履行のための国内法の整備が必要であることは、国際条約の下での権利・義務関係を考えるときですら、不可欠な視点です。こうした国内法の視点を忘れずに、国際法の基礎理論をしっかり研究することが今日の国際法学者の責務であると考えます。

私の研究領域は、国際裁判を中心とする国際紛争の平和的解決、国家責任、国際投資の保護・促進等です。特にこの数年は、国際裁判の研究を主としつつ、海洋法の分野にも研究の対象を広げています。国際法が実際にどのように使われ、意味を持つのかを学生とともに考えていきたいと思います。

国際経済法研究指導

教授 清 水 章 雄

国際法及び国際経済法の分野で必要とされる基礎的な研究能力を修士課程において身につけ、WTOなどの国際組織及び各国政府による国際経済関係の法的規整に関するより高度な特定の研究課題を持っている人の研究指導を行います。私自身は、国際通商体制の法的問題を主な研究対象としています。この研究指導により世界に通用する研究者が育つことを願っています。

英米法研究指導

教授 宮 川 成 雄

博士後期課程への進学希望者には、自分の研究テーマについて、独自の仮説的見解を明晰に表現できる高い文章力を期待します。私の研究指導の特徴は、アメリカ法の研究をアメリカ研究（American studies）の一環として位置付けるところにあります。進学希望者は必ず事前に、面談又はEメール（smiyagaw@waseda.jp）により、研究テーマ等の相談をしてください。

英米法研究指導

教授 中 村 民 雄

私の専門的な研究領域は、EU法全般とイギリス公法です。研究課題としてきたものは、1）EU法とイギリス法の交錯がもたらす法的問題、2）EU法秩序の形成史、3）EU法秩序の正統化理論、4）アジア地域のマクロ法秩序形成の可能性などです。比較法的な視点からの研究にも関心があり、イギリス法と日本法の比較、ヨーロッパ統合とアジア地域経済統合と法の役割の比較などを講義や演習で試みてきました。イギリス法やEU法の研究を深く進めてみたい人は、事前にtamio@waseda.jp宛てに連絡をしてください。

以上